

日本国家の歴史的「事実」を読み解く

— 古代国家から近代国家「明治・大正・昭和」への史的変遷 —

荒井正雄

I、問題設定

歴史哲学は、近世的精神が哲学的自己意識（理性）に達した時、十八世紀の哲学者が世界史に内在する普遍的な起源・目的の省察を試みた学である、拙論は、歴史哲学の視点から日本国家史の「起源・目的」＝歴史的「事実」を考察することにある。

哲学者上山春平（京都大学名誉教授）は、日本国家史を「天皇制の歴史」の視点から考察する、八世紀初頭に作成された国家の法体系＝「律令」に基づく日本型律令国家は、十九世紀後半の明治維新まで存続した、とする「約千二百年説」を述べた上で、下記のように「事実」を説明する。

律令が国家の基本法としての権威を失い、…… 律令政府が完全に解体されていたならば、…… 天皇は、律令政府とその運命を共にしていただろう。

明治維新を転機として、国家の基本法は、律令（養老律令）から憲法（大日本帝国憲法）に切りかえられ、国家機関の中樞は、太政官から内閣に切りかえられ、これにともなって、天皇は、律令君主から立憲君主へと変貌をとげたのであった。

…… 明治維新に、疑う余地のない明確さで、律令国家の終止符を見いだすことができるのであり、律令国家から立憲国家への転換軸を見いだすことができるのである（I）。

国家史の起源・目的を軸に展開された上山国家史＝「天皇制の歴史」の一部を引用する。

I、律令的天皇制（8世紀以降）

1、公家政権時代の天皇制

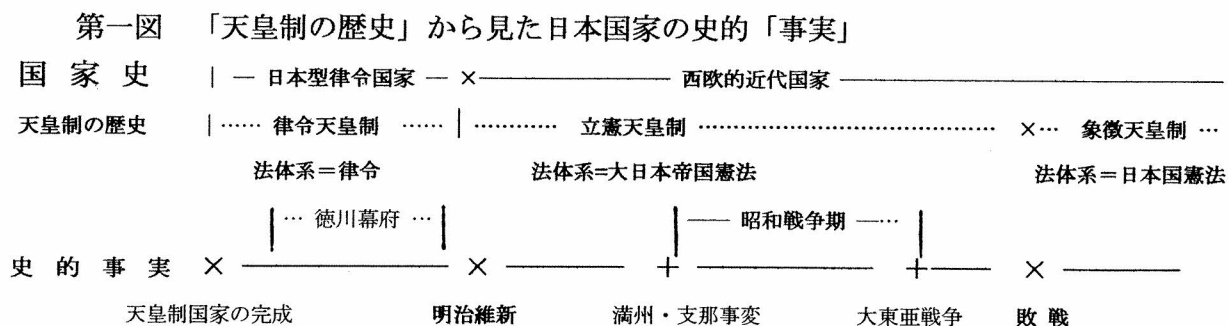
2、武家政権時代の天皇制（上山説を踏まえて引用者補足：徳川幕府時代の天皇制）

II、憲法的天皇制（19世紀後半以降）

1、明治憲法時代の天皇制

2、昭和憲法時代の天皇制

上山春平説を参考にして律令的天皇制から憲法的天皇制への国家史に敗戦後の象徴天皇制を加えた拙論の略図を挙げておきたい。



註1 国家史の歴史的「事実」の記号 「×」＝歴史の転換点 「+」＝昭和史の流れを変えた重大な「事実」

2 「幕府」は、将軍のいる場所＝居館を指す、明治以降では、天皇に代わって武士が政治を行う「武家政権」と説明する。

「律令君主から立憲君主へ変貌」とは、如何なるなる意味か？ 大日本帝国が西欧国家の法体系＝憲法を範型に近代国家へ変貌したことで日本型律令を法体系とする古代天皇制国家が消滅したとすれば、律令君主と立憲君主は法体系の違いから区別され、天皇制は、非連続である。

敗戦後に制定した法体系＝『日本国憲法』(2)の根本テーゼである「国民主権、基本的人権の確立、平和主義」に基づいた平成・令和時代の象徴的天皇制は、律令的天皇制、立憲的天皇制とは異なる、とすれば時代の表と裏から支えた、天皇・臣下(①律令制天皇 天武・持統女帝と臣下・藤原鎌足、不比等など ②立憲制天皇 明治天皇と臣下・伊藤博文、井上 毅等、昭和天皇と西園寺公望、東条英機等)による「万世一系の天皇制」は、維持されているか、否か——本論が検証する仮説である。

仮説(君主制による日本国家史の流れ)の検証は、アメリカ哲学(プラグマティズム)の創設者C・S・パースが「事実」を説明する「探究の方法」(methods of inquiry)である「科学の方法」(method of science ①Abduction 仮説 → ②Deduction 論証 → ③Induction 結論)を参考にした。

「Ⅱ～Ⅴ」での仮説的考察は、以下の通りである。

① 仮説の提起；古代天皇と明治以降の立憲天皇には、統治権があり、敗戦後の象徴天皇はない、とすれば天皇制の歴史的起源・目的は、非連続である。

② 検証：「天皇制の歴史」の非連続は、「真実である」「真実でない」

② 仮説の判定(結論)：非連続は、「真実である」または「真実でない」

即ち、①仮説(前提：「天皇制の歴史」は、「連続する」「連続しない」)が、②歴史的「真実」であると検証されれば、③結論：「天皇制の歴史」の連続又は非連続は、真実である(3)、——歴史的「事実」(法体系に基づく政治、経済、思想)を支えた「万世一系の天皇制」の検証結果である。

Ⅱ、明治維新が目標とした西歐的近代化と立憲君主制の成立

1 国家の法体系である『大日本帝国憲法』と立憲天皇制の成立

明治政府最大の国家的テーゼは、「富国強兵」であった。「富国」は、西歐的近代化の為の、国家の「盾」であり、「強兵」は、印度・ベトナム(仏領インドシナ)・中国と同様に西歐大国(大英帝国、フランス)の植民地・半植民地に成らない為の、軍事力・経済力＝「矛」の強化である。「陸海軍備を充実して国権を拡張すべきだ」と、福沢諭吉は、『時事小言』(1881年)で論じている。

西歐大国による東アジア分割の歴史的状況に対応した明治政府の国策＝「富国」(近代化)は、「小国日本」(米欧使節団の自国認識：久米邦武 編集・執筆『米欧回覧実記』(1))を西歐大国から護る「盾」であった、とすれば明治の近代化を目的とした産業革命——例えば官営八幡製鉄所による海軍拡張計画、機械性紡績業などは、文明的に「大国日本」となるための「盾」(富国)である。

歴史的「事実」を大前提として明治国家の法体系である『大日本帝国憲法』(「大」は、明治政府を担った政治家の心情＝西歐大国を範とした「大国日本」)を成立させた経緯(結論)を概観したい。

『大日本帝国憲法』(以後『明治憲法』と呼称)は、伊藤博文の試案『大日本帝国憲法義解』(以後『憲法義解』と略記)が基本となった。伊藤博文が著した『憲法義解』の「第一章 第一条 天皇」には「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と書かれおり、明治22年2月11日 黒田清隆内閣が公布した『明治憲法』「第一章 第一条」と同文である。

『憲法義解』は、「明治憲法下の体制は立憲君主制であり、「立憲政治の意義は君主権の制限

にあ」ることが、基本と明記する、——伊藤は、『明治憲法』第一条及び第四条の「天皇の統治権」は憲法に規定された「國務大臣の輔弼責任」を前提として考えていた(2)。

「国家のすがた」を法体系として規定した『明治憲法』「第一条」の「万世一系の天皇」(3)は、明治憲法起草者井上 毅の『憲法私案』に基づいた文章である、つまり伊藤博文が構想する英国型立憲政体に反対し、プロシヤ型の「君主と内閣の一体性」を主張する井上との「国体」論争で妥協した条文である。『憲法私案』から、その妥協文を引用する。

天ノ明命ヲ受ケ万世一系ノ帝位ヲ踐(ふ)ミ、…… 憲法ヲ裁定シ立国ノ大典トシ、
……(以下略)(4)

『明治憲法』「第三条」は、伊藤著『憲法義解』と同文である。伊藤案を引用しておきたい。

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラズ

恭て按ずるに、天地陪判して神聖位を正す(神代紀)(5)

『伊藤本』は、「神代紀」が「kojiki」となっている、と校註した宮沢俊義は、指摘する。従って第三条は、「記紀神話に由来する天皇の神権的君主としての性格を表現したもの…… 日本的な君主観に基づいた規定」(6)と考えられ、伊藤の念頭に在ったのは、君主が天命によって交代(革命)する中国とは異なった天皇観であった、とすれば伊藤が、Kojiki(『古事記』)と記入していることから、『記紀』「神代」の最も重要な「天上界」の神アマテラスの化身(incarnation)として「地上界」の「現人神」アラヒトカミ)＝立憲君主を想定していた、と考えて良いではあるまいか。

『明治憲法』で法的に確立した「万世一系」の天皇制の歴史は、「第一図」に画いたが、律令天皇から立憲天皇まで一貫して変わらない、明治九年九月 明治天皇の詔「憲法起草勅語」で述べられた「国家のすがた」は、「建国ノ体(国体)ニ基キ…… 国憲(用)ヲ定メントス」る「和魂洋才型」である(括弧内引用者)、——『憲法私案』が描くように、天皇の地位が「天ノ明命」(引用者註:アマテラスの命令)に基づき「万世一系」であるのは、① 明治国家は西欧的立憲君主制であると同時に、② 日本独自の国体を維持することにあつた(7)。上山春平が指摘するように、中国の皇位継承＝「革命の哲学」(天帝の命が革まる)とは異なり、「非革命の哲学」に基づいた国体である。

何れであれ、『明治憲法』で規定された天皇の統治権が、明治国家を西欧的近代国家として基礎つけるが、同時に伊藤博文が構想する独自の「記紀神話に由来する」「万世一系の国体」を法体系(『大日本帝国憲法』)に組み入れた立憲君主制国家であつた。

『伊藤本』と井上の『憲法私案』を総合して制定された『明治憲法』(8)の、二大特色となつた「第一条」及び「第四条」の条文は、下記の通りである。

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

『憲法義解』の「第一条」と同文である、伊藤は、「統治は大位に居り、大権を総べて国土及び臣民を治むるなり」と言い、「君主の徳は八州臣民を統治するに在りて(天孫降臨神話)でアマテラスが明言する葦原中つ国の統治＝「知らさむくシラス」)一人一家に享奉するの私事(うしはけるくウシハク」)に非らざることを示されたり。此れ及憲法の拠で以つて其の基礎と為すところなり」と解説している(括弧内引用者)(「岩波文庫」版)。

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総覽シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

『憲法義解』では、「第四条」について「統治権を総覧するは主権の体なり。憲法の条規に抛り之を行ふは主権の用なり。体有りて用無ければ之を専制に失ふ。用有りて体無ければ之を散慢に失ふ。」と説明が記されている。

(筆者註：「体」は、「国体」＝万世一系の天皇制、「用」は、「政体」＝立憲内閣制と考えられる)

「政体」(用)は、時代と共に変化するが、天皇が政治を統御(瑞穂中つ国の臣民統治＝シラス)する「国体」(体)は、時代を超えて変化することは無い——『憲法義解』の趣旨である。

Ⅲ、対米英開戦と二・二六事件／ポツダム宣言を受諾する昭和天皇の対応の違い

史的転換点となった大東亜戦争の開戦と終戦での昭和天皇の対応の違いが、戦後問題視された、大東亜戦争終結は、昭和天皇の「聖断」によるが、対米英開戦は、なぜ「裁可」したのか？

1、昭和天皇の「意に満たない」大東亜戦争を「裁可」

——『明治憲法』に規定された立憲君主としての自覚——

昭和天皇は『昭和天皇実録』(以下『実録』と記載)の中で、政府が決定した政策については、『明治憲法』で規定された立憲君主の立場で「許可する」以外の「道」は無かったと説明している。

天皇はこの憲法(『明治憲法』)の規定によって行動しなければならない……天皇はその意思によって勝手に容喙(横から口出しする)し干渉し、これを制肘する(脇から干渉して自由に行動させない)ことは許されない。／だから内治にしる外交にしる、憲法上の責任者が慎重に審議をつくして、ある方策をたて、これを規定に遵って提出をして裁可を請われた場合には、それが意に満ちても、意に満たなくても、よろしいと裁可する以外に執るべき道はない(括弧内引用者)(1)。

A、ジョージ五世から学んだ立憲君主を志向する昭和天皇

「昭和天皇は、一貫してヨーロッパ志向」であった、それは、「パリ一会議に出席した西園寺公望(京都出身、パリ講和会議の首席全権)と牧野伸顕(薩摩藩出身、二・二六事件で狙撃されたが、難をのがれた)(筆者補足：全権委員として珍田捨己<駐英大使>、松井慶四郎<駐仏大使>が参加)から学んだ「第1次世界大戦後の国際体制の理念」(2)にあった、と言う(『実録』の意義について質問した朝日新聞社記者(聞き手)への東京大学名誉教授 三谷大一郎の説明)。

大日本帝国の「将来の君主」となるため、元老山形有朋(長州藩出身・維新後ヨーロッパを視察)、首相原敬(岩手県出身、パリ講和条約に西園寺公望を全権として派遣、シベリア出兵、八八艦隊完成に務め、満鉄事件などで内閣批判が起り、1921年東京駅頭で暗殺される)から勧められて裕仁皇太子(昭和天皇)は、「第一次世界大戦後の欧州各国を巡遊」(大正10年3月3日～9月3日帰国)し、近代世界を形作った国家総力戦後の「世界理念」が如何に重要であるかを体験した。『実録』には、訪欧体験の1つ——イギリス国王から学んだ立憲君主のあり方が述べられている。

英国国王ジョージ5世(3)から立憲政治のあり方(国王は、君臨すれども統治せず)についてきいたことが終生の考えの基本にある(括弧内引用者)。

波多野 勝（現代史家）は、自著『裕仁皇太子 ヨーロッパ外遊記』の中で、昭和天皇に与えた外遊の影響について、下記のような解釈を加えている。

欧州で戦争（第一次世界大戦）の悲惨さを知り、英国国王から「君臨すれども統治せず」の原則を学んだからこそ、即位後は軍部の独走を追認せざるを得ない自身の立場（立憲君主の自覚とのズレ）に悩んだ（括弧内 引用者）（朝日新聞から転載）。

歩兵中心であった戦闘のあり方を決定的に変えた第一次世界大戦の「国家総力戦」から戦争力を左右する「軍需物資」充実の必要性を学んだ陸軍統制派は、第一次世界大戦後の経済悪化から日本の軍需産業を救うための経済戦争——満州事変（昭和6年9月18日勃発）、支那事変（昭和十二年七月二八日勃発）を引き起こし、帝国間の「覇権争い」となった大東亜戦争（昭和十六年十二月八日勃発）に突入した。昭和の戦争は、立憲君主を自認する昭和天皇を悩ませた「軍部独走史」である。

B、御前会議で明治天皇の御製（よもの海……）を読む昭和天皇の「心境」

開戦年の九月六日午前十時に開かれた御前会議で陸・海軍が決定した議案「対米英開戦準備」に対する昭和天皇の「心境」が、『昭和天皇独白録』に収録されている。

戦争準備に異議があっても、立憲君主像をジョージ五世から学んだ昭和天皇には、拒否ができないと言う（4）。議案は、原案通り決定した。歴史的「事実」を粗雑であるが、確認したい。

御前会議で永野修身海軍軍令部長、杉山 元陸軍参謀総長が、『国策遂行要領』を説明した、これに対し枢密院議長原 嘉道が、「この案を見るに、外交よりむしろ戦争に重点がおかるる感あり」と疑問を呈した時、「政府を代表して及川海軍大臣が答弁をしたが、統帥部からは誰も発言しなかった」。昭和天皇は、「原 枢相の質問はまことにもっともと思う。これにたいし統帥部が何等答えないのは甚だ遺憾である」と発言し、会議のまさに終了せんとする時、毎日拝誦している明治天皇の御製「よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらん」を読み上げる。『失われ支政治——近衛文麿公の手記』を『独白録』から引用）

朕は常にこの御製を拝唱して、故大帝の平和愛好の御精神を紹述せんと勤めて
いる（5）

明治天皇の有名な「よもの海……」は、朝鮮問題を巡って起きた日清戦争に際して詠まれたもので、明治天皇の日清戦争に対する「戦争は、不本意」の表現である。この非戦論は、『明治天皇紀』に記載されているように、開戦後にも持続された、と言う。

今回ノ戦争（日清戦争）ハ朕素ヨリ不本意ナリ 閣臣等戦争ノ己ムベカラザルヲ奏スルニ
依リ之レヲ許シタルノミ ……（括弧内 引用者）（原 武史『昭和天皇 実録』を讀む） 岩波新書 201
5年から再録）

大東亜戦争の開戦準備決定の御前会議（九月六日）終了直前に昭和天皇が明治大帝の御製を拝誦した真意は、『帝国国策遂行要領』の「一、帝国ハ自存自衛ヲ全ウスル為、対米（英、蘭）戦争ヲ辞セザル決意ノ下ニ、概ネ十月下旬ヲ目途トシテ戦争準備ヲ完整ス」に対し、『要領』「二」の

「米英ニ対シ外交ノ手段ヲ尽シテ帝国ノ要求貫徹ニ務ム」の日米交渉が、後段（「二」項）で「戦争が主である」ことの不満にあった、『昭和天皇独白録』で確認したい。

之（『国策遂行要領』）では戦争が主で交渉は従である……私は軍が斯様に出師準備を進めている（『要領』「一」）とは思つて居なかった。

両総長を呼んで、近衛も同席して、一時間ばかり話した。……案の第一と第二との順序を取り替える事は（不可能であった。）（括弧内引用者）

原枢密院議長の質問——「外交よりむしろ戦争に重点がおかる感あり」に対し「及川が第一と第二とは軽重の順序を表しているのではないと説明したが、之は詭弁だ」とする昭和天皇の言葉の背景に外交第一の願いが込められている（『昭和天皇独白録』）。昭和天皇の、明治大帝から学んだ「平和愛好」心（「よもの海」）に拘らず、軍部による米英開戦の決意（『要領』「三」（6））は、決定した。

2、二・二六事件と昭和天皇の「聖断」

昭和十一年二月二六日午前五時「昭和維新」の断行を要求する（決起趣意書）隊付陸軍青年将校（7）が、首相官邸などを襲撃し、「国家改造」を目的として決起した。青年将校が心に描いた「昭和維新」は、「天皇を『絶対』者としてすべてを天皇の『大御心』にゆだねる」——「天皇絶対主義」の実現を目指した国家革新運動で、その精神は、「天皇親政」「統帥権絶対」の実現であった（8）。

とすれば、橋川文三が指摘するように国家主義者北一輝が『日本改造法案大綱』で論じた「一君万民」論——「国民は天皇と共に国家の最高機関を形成する」「天皇機関説」とは異なっており、その意味で事件の中核的存在者であった磯部浅一等主計（陸軍大尉）は、北一輝の『国家改造法案大綱』を誤読しており（9）、青年将校と北一輝の間には国家革新の考えに落差があった。

陸軍省発表（午後八時十五分）「本日午前五時ごろ一部青年将校等は、左記（下記）箇所を襲撃せり」

“残雪に腹這え機関銃にねらいをつけてゐる兵の蒼白な顔を見る” 歌人 渡邊順三

* 決起部隊：歩兵第一連隊

1、首相官邸 岡田啓介殺害

・指揮官 栗原安秀中尉 津島勝雄中尉 林 八郎少尉 池田俊彦少尉 兵力三百名（津島中尉：豊橋教導学校教官、元老西園寺公望を殺害する予定が中止となり、上京し決起部隊に加わる）

迫水久常が『機関銃下の首相官邸 二・二六事件から終戦まで』「第一部 二・二六事件とその前後」の中で首相官邸の緊迫した状況と、妹の婿で岡田の姿に酷似した松尾伝蔵陸軍大佐が、誤認されて殺害され、岡田啓介首相が、生きて官邸を脱出する様子を克明に書いている（ちくま学芸文庫版 2011年 半藤一利『ドキュメント 太平洋戦争への道「昭和史」の転換点どこにあったか』PHP 1999年を参考）。二月二九日 午前六時十五分前 首相の生存が報ぜられる。

* 決起部隊 近衛歩兵第三連隊

2、蔵相私邸 高橋是清蔵相殺害

・指揮官 中橋基明中尉 中島莞爾少尉 兵力百二十名

* 決起部隊：歩兵第三連隊

3、内府私邸 斎藤 実内大臣殺害

- ・指揮官 酒井 直中尉 高橋太郎少尉 麦屋清濟少尉 安田 優少尉 兵力二百名

4、渡邊私邸 渡邊錠太郎教育総監殺害

- ・指揮官 高橋太郎少尉 安田 優少尉 兵力三十名

5、侍従長官邸 鈴木貫太郎侍従長殺害

- ・指揮官 安藤輝三大尉 兵力百五十名

たか夫人が“武士の情けです、ととめだけは私に任せてください”と懇願、夫貫太郎は、殺害を免れ生存する、安藤大尉は、“閣下に対し敬礼”と号令し、引き上げた。

* 決起部隊：歩兵第一連隊（竹嶋中尉：豊橋教導学校教官、津島中尉と上京し、決起部隊に加わる）

6、陸軍省川嶋義之大臣官邸占拠 陸軍上層部と折衝のため占拠

- ・指揮官 香田清貞大尉 丹生誠忠中尉 竹嶋継夫中尉 兵力百七十名
- ・軍上層部折衝者 香田清貞大尉 中村幸次大尉 磯部浅一一等主計（大尉）

二・二六事件は、日本の「歴史を書き換える第一歩」で「軍事国家への道」を歩む転換点となった、と半藤一利は、解釈する(10)。筆者は、第一図で示したように、満州・支那事変を「大東亜戦争への道」の歴史的転換点と捉えおり、従って二・二六事件は、日本が「戦争の道」を歩んだ「歴史的『事実』」と考えている。

『実録』「二月二七日」には、英国王から学んだ立憲君主＝天皇像とは異なった昭和天皇の二・二六事件に対する「聖断」（自らの考え）が、記載されている。

この日、天皇は（本庄）武官長に対し、自らが最も信頼する老臣を殺傷することは真綿で我が首をしめるに等しい行為である旨のお言葉を漏らされる。また、御自ら暴徒鎮圧に当たる御意志をしばしば示される（括弧内 引用者）（朝日新聞）。

『天皇・皇室辞典』「2・25事件」（原武史、吉田裕 編 岩波書店 2009年）の説明は、『実録』を踏まえて「上官の命令なしに軍事行動を開始した」青年将校・兵は、昭和天皇の「信頼する老臣を殺傷」した憎むべき存在であった、とした上で昭和天皇の「統帥大権を『干犯』した」とする軍事上の問題点を加えている。

統帥権「干犯」の指摘に誤謬は無いが、二・二六事件に関わった軍都豊橋の教導学校に勤務し「昭和維新」を唱えた青年将校は、教導学校の下士官・兵約129名を率いて静岡の興津別邸（坐漁荘）に住む元老西園寺公望を襲撃する計画であったが「板垣 徹ガ兵力使用ノ点ニツキ反対シタ」ことから「襲撃ヲ中止」した（『判決の理由書』）、とすれば「豊橋教導学校」の青年将校は、「統帥権干犯」（『大日本帝国憲法』第11条）を認識していた、『辞典』には、説明が無い。

（香椎威厳司令官にたいし）もし厳戒司令部で鎮圧できぬなら、自分みずから反乱軍を説得に出かけてもよい、川嶋陸相には、「未だ反徒は鎮定できぬか」と厳しい言葉があった。「反乱」の言葉を昭和天皇が、初めて使ったことを、迫水は、鈴木貫太郎首相から何度も聞いた、と述べている（括弧内 『実録』から引用）（11）。

『昭和天皇独白録』（12）に収録された二・二六事件・敗戦の「聖断」

私は田中内閣の苦い経験（13）があるので、事をなすには必ず輔弼の者の進言に

俟ち又進言に逆はぬ事にしたが、この時と終戦の時との二回丈は積極的に自分の
考え（引用者補足：聖断）を実行させた（朝日新聞）。

二・二六事件によって皇道派は一掃され陸軍統制派が、「日本の中央政府を事実上乗っ取た」とする歴史的「事実」を大東亜戦争の戦犯者を収容する東京巢鴨の獄中で執筆した『昭和の動乱』「第二編 二・二六事件」の中で重光 葵は、指摘している（14）インド代表判事パル、オランダ代表判事レーリングなどは、重光の無罪を主張する、が、「平和に対する罪」により禁固7年の判決を東京裁判は宣告した）。昭和戦争史を外務大臣として歩んだ重光の言葉だけに、大変重みのある歴史的「事実」の指摘である。

3、黙殺した「ポッドダム宣言」を受諾した昭和天皇の「聖断」

『ポッドダム宣言』（『宣言』と略記）は、米国陸軍長官スチムソンが大統領トルーマンに宛てた報告——「日本に対して原子爆弾を使用する前に、降伏を勧告し、且つこの破壊的爆弾使用を警告すべし」——を基に作成され、一九四五年（昭和二十年）七月十七日に開催された会議で決定され、七月二十六日世界に向けて発表された。『宣言』の黙殺を主張する軍部の意見を配慮し鈴木総理は、『宣言』の「黙殺」を声明、昭和二十年八月六日午前八時十五分 西部総軍司令部所在地の広島に原爆が、投下された。市街は破壊され、多数の市民が爆死した想像を絶する原爆の破壊力であった。二〇二一年<令和三年>一月二二日「核兵器禁止条例」が発効、核保有国は、条例を批准せず、唯一の被爆国日本は、米国の「核の傘」の中にいることから不参加、「核なき世界」への道は遠い。

『実録』によれば、原爆投下後の昭和二十年八月十日 最高戦争指導会議は、黙殺した『宣言』を受諾するための二案を検討している。即時受諾の主張者は、近衛、重光、高松宮であった。

- (1) 安南惟幾陸軍大臣案（条件：①国体護持、②軍隊の武装解除は日本側で自主的に行う、③戦争犯罪人の罰は日本側で行う、④保証占領は行わない 賛同者：梅津美治郎陸軍参謀総長、豊田副武海軍軍令部長）
 - (2) 東郷茂徳外務大臣案（条件：①国体護持 賛同者：鈴木貫太郎首相、東郷茂徳外務大臣、米内光正海軍大臣）
- 両案が、対立して決定を見ず、「午前二時過ぎ、議長の（鈴木貫太郎）首相より聖断を仰ぎたき要請」を昭和天皇は、受けた（番号は、引用者）。

天皇は、…… 人民を破局より救い、世界人類の幸福のために（東郷）外務大臣案にてポッドダム宣言を受諾する決心をした旨を仰せになる（括弧内 引用者）（『実録』朝日新聞）。

『ポッドダム宣言』を条件付で受諾する「決心」をした昭和天皇の「聖断」は、近衛文麿の側近である細川護定の『細川日記』「八月十日」にも記録されている（15）が、帝国政府が『宣言』受諾によって護持しようとした最大の狙いは、安南陸相・東郷外相二案が受諾条件に挙げる万世一系の「天皇制の国体」であった（英国、ソ連、オーストラリア：天皇の廃位を主張。米国：天皇制存続）。

午前一時、最高六人会議（最高戦争指導会議）を御前に開催、…（鈴木貫太郎首相（16）が）昭和天皇の 御聖断を仰ぎ、…… 了解事項（国体護持＝天皇の国家統治の大権の存続）を付して、ポッドダム宣言を受諾することに決定した（括弧内 引用者）（『細川日記』）。

最高戦争指導会議で決定した『ポッドダム宣言受諾に関する日本政府の申入』を、昭和二十年八月十日米・英・支・ソに対し帝国政府は、通告した。「申し入れ」の1部が、以下の内容である。

…… 帝国政府は天皇陛下の一般的平和克服に対する御祈念に基づき戦争の惨禍を出来得る限り速に終止せしめんことを欲し左の通り決定せり

帝国政府は一九四五年七月二十六日ポツダムに於て米・英・支 三国政府首脳者（トルーマン、チャーチル、蒋介石）に依り発表され爾後ソ連政府（スターリン）の参加を見たる共同宣言に挙げられたる条件を右宣言は天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に受諾す（括弧内 引用者）

帝国政府は右了解にして誤りなきを信じ本件に関する明確なる意向を速かに表示せられんことを切望す（重道 葵『昭和の動乱』「資料」 中公文庫）

御前会議で『宣言』受諾の二案（東郷案、安南案）が対立したことを確認したが、鈴木首相の要請を受けて決断した昭和天皇の「聖断」が、『独白録』に記載されている。

（「ポツダム宣言」を受諾する閣議を八月九日に、最高戦争会議が開かれた。）……

国体護持、戦争犯罪人処罰、武装解除及保障占領の四点が問題となった。

会議は翌十日の午前二時まで続いたが、議論は一致に至らない。

鈴木(首相)は決心して、会議の席上私に対して、両論何れかに決して（聖断）頂きたいと希望した（括弧内 引用者）。

私は（東郷）外務大臣の案に賛成すると言った（括弧内 引用者）。

『ポツダム宣言』受諾の条件 —— 「天皇の国家統治の大権」を堅持する帝国政府の要求は、受け入れられたか？ 米國務長官バーンズの回答文を東郷外相が、昭和天皇に見せたところ、天皇は、「是でよし」と裁可した、八月十一日付けのバーンズ「回答文」は、下記のとおりであった。

降伏ノ時ヨリ、天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ、降伏条項ノ実施ノ為、其ノ必要ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトスル（細川護貞『細川日記』八月十一日 から引用）。

八月十四日 午前十一時二分 御前会議が開かれる。『細川日記』、『独白録』で確認したが、鈴木首相は、戦争終結につき天皇の「聖断」を奏請、昭和天皇は、戦争終結を決心した、午前二時三十分過ぎであった。昭和天皇は、英国王ジョージ5世と異なり、統帥権による聖断を行った。

明治天皇の三国干涉の際のお心持を偲び奉り、私は涙をのんでポツダム宣言受諾に賛成する（17）

天皇は、…… 彼我国力・戦力から判断し…… 戦争を継続すれば国体も国家の将来もなくなること、（などから戦争終結を）決心した旨を仰せられ、各員の賛成を求められる（括弧内 引用者）。（朝日新聞）

『実録』で読む限り昭和天皇が「聖断」（戦争終結の決心）する姿は、『明治憲法』「憲法 第四条」に規定された立憲君主ではない。八月十五日の正午 昭和天皇の「大東亜戦争終結に関する勅書」

が、ラジオで国民に対し放送（玉音放送）された。

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメ
タリ

*

*

*

一九四五年七月二十六日 日本に対する戦争終結の条件をポツダムにおいて協議・決定した米
国・英国・中華民国による「共同宣言 Proclamation of the three powers, The United States
Great Britain and China」の通告文を一部であるが、以下に挙げておく（ソ連は、「日ソ中立条約」

（18）の不延長を日本に通告し、八月八日ヤルタ会談の協定——「ヨーロッパに於ける戦争が終結した後二月又は三月を経て
…… 日本国に対する戦争に参戦する」に従い対日参戦、同時にポツダム宣言に参加）。

* 『ポツダム宣言』：戦争終結の条件

一 吾等（は）…… 協議の上日本国に対し今次の戦争を終結するの機会を与うる
ことの意見一致せり（括弧内引用者）

八 カイロ宣言は履行せられるべく 又日本国の領土は、本州、北海道、四国、九
州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に極限せらるべし

* 「ヤルタ協定」：ルーズヴェルト、チャーチル、スターリンが、昭和二十年二月十一日 作成

「協定 二」 ソ連は、「1904年の日本国の背信的攻撃（註：日露戦争）に依り侵害せ
られたるロシア国の旧権利…… 回復せらるべし」と主張

イ、樺太の南部及び之に隣接する一切の島嶼はソヴィエト連邦に返還されるべし

「協定 三」 「千島列島はソヴィエト連邦に引渡さるべし」と主張

九 …… 吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処
罰を加えられるべし……

十一 …… 日本国をして戦争の為再軍備を為すことを得しむるが如き産業は（許さ
ない）（重光葵『昭和の動乱』「資料」から転載）（括弧内引用者）

* 『カイロ宣言』 昭和十八年十一月二十三日～二十七日 ルーズベルト チャーチル 蒋介石が宣言
会談内容・「台湾・満州の返還、朝鮮独立」などを含む戦後の対日処理方法を決定する。

米ソ間の「冷戦」が始まり、連合軍最高司令官が公布した警察予備隊（後の自衛隊）令（ポツダ
ム命令）に拠って日本の再軍備がおこなわれ、『ポツダム宣言』の内容が、空文化した。

3 大東亜戦争と第一次世界大戦は、「帝国間の覇権戦争」「国家総動員」戦

A、 第一次世界大戦（19）から「戦庭の悲惨さ」を心に刻んだ昭和天皇と「国家総力戦」
を学んだ陸軍統制派永田鉄山

① 昭和天皇は、訪欧で第一次世界大戦がもたらした「干戈の悲惨さ」を痛感
『実録』には、「心に刻んだ」大戦の「戦禍」が、収録されている。

目前ノ風景ハ、…… 「イーブル戦場（ベルギーの激戦地）ノ流血凄惨」ノ語ヲ痛切ニ想起
セシメ、予ヲシテ感激・敬虔ノ念、無量タラシム（括弧内引用者の補足）

フランスのベルダン、ソンムの戦跡を心に刻む

破壊セラレル諸都市、荒廃シタル諸森林、蹂躪セラレタル田野ノ景ハ、戦争ヲ讚美シ、

暴力ヲ謳歌スル者ノ眼ニハ如何ニ映ズ可キカ (朝日新聞)

② 陸軍統制派の知将と言われる永田鉄山が、大戦から学んだ「国家総力戦」

『国家総動員法』(大阪毎日新聞社 昭和3年刊)を著わした陸軍のリーダー永田鉄山(配下のメンバーで戦争史に名を残した人物:東條英機 関東軍憲兵隊司令官、池田純久 支那駐屯軍参謀、武藤章 陸軍省軍務課高級課員)は、「経済戦・機械戦」による膨大な軍需物資の動員が必要な帝国間戦争は一国の経済力が勝敗を決定することを第一次世界大戦から学び、「国家総力戦」を国是とした「戦争経済論」「国防国家論」を展開した。

陸軍省新聞班編集の『国防の本義と其強化の提唱』(一 国防観念の再検討 戦いの意義)(永田鉄山の国防論を踏まえ、一般的に「陸軍パンフレット」と呼称)は、「たたかいは創造の父、文化の母である」と謳い、国防の強化、戦時経済下の統制経済の必要を説いた「国家改造」(国家総動員体制)プランである。

市井三郎の「キー・パーソン」論(20)——歴史を認識し「歴史作りに参与する個人」論を借用して言えば、キー・パーソン永田鉄山の国防国家論は、訪欧で学んだ昭和天皇の「戦争の悲惨さ」観とは異質な「国家総力戦」観に起ち、戦力の近代化(機械戦)と戦争資源獲得(経済戦:国の「欲」)の観点から「戦争の道」を歩む原点となった。昭和天皇と永田鉄山の学び方の違いが、解る。

IV、「天皇制の歴史」から見た国家の基本「形」は、「非連続 即 連続」

「I 問題設定」で描いた「時代変遷図」で国家史は、三区分別されることを確認した、

①「律令」を法体系とした大和の「古代天皇制」(大和朝廷の天皇 統治権あり)

②『大日本憲法』を法体系とする明治以降の西欧的「立憲君主制」(訪欧で英国王から学んだ「統治しない」君主とは異なり、『明治憲法』「第一条」の天皇には、統治権あり)

* 昭和戦争期の昭和天皇は、「現御神」(あきつみかみ)として古代天皇の神権的側面が強調され、国民に忠誠を求めた(1)。軍部が描いた「天皇像」である。

③『日本国憲法』を法体系とする敗戦後の「象徴天皇制」(天皇の統治権なし)

①と②は、「天皇を君主として仰ぐ天皇制であることから「連続」するが、②が、立憲君主制国家であることから、①の古代天皇制国家とは、歴史的に「非連続」である、

③戦後の天皇は、『日本国憲法』「第一条」で明示された「日本国民の象徴」であり、その地位は、「日本国民の総意に基づく」と規定される、とすれば国民主権の象徴天皇制は、律令天皇制、明治維新で成立した立憲君主制とは国政上区別され(非連続)、上山春平が論じたように「天皇制の歴史」は、時代的に三区分別される。

*

*

*

「I」で問題にした仮説「国家は、歴史的に区別され非連続であるのか？」への 拙い検証は、以下のように纏めることができる。

天皇制形成の「起源と目的」を見る限り、

① 日本型律令国家は、先進国中国の法体系＝律令を採り入れながら日本独自の『記紀』「降臨神話」に基づいた古代天皇制を形成する(2)。

② 明治国家は、法体系『明治憲法』に基づき近代的立憲君主制の道を歩む、

③ 敗戦後の象徴天皇制は、「昭和と平成」「平成と令和」の代替わりに平安朝の「古式装束」に則り行われた「即位儀礼」と「大嘗祭」を、見る限り、古代の律令天皇制

と連続している。

「即位儀礼」の起源は、『記紀』の「天孫降臨神話」であるとされ、「即位の礼」で天皇が登る「高御座」(たかみくら)は、「律令国家の天皇権力を象徴する」と言う、とすれば、「即位礼」による「万世一系」の天皇制(神話「起源」の父子相続)の成立(目的)は、「天皇の統治権力」が否定された敗戦後の象徴的天皇制においても維持されている。即ち日本独自の「天皇制の歴史」に視点を置く限り日本国家史は、異なった法体系に基づく時代においても古代から連続しており、西田哲学の用語を借用して言えば天皇制の歴史は、「非連続 即 連続」である。

V. 結語

天皇の「即位式」は、皇位についてことを天帝アマテラスに報告し、内外に明らかにする儀式である。昭和が終わった平成一年(一九九〇)十一月に平成天皇の「大嘗祭」(即位式)が、令和一年(二〇一九)五月には、現天皇の即位式が、実施された。

大嘗祭の本質とは、神(アマテラス)と天皇の「交流」にあり、完全な「天子」になることにある、とされる。「大嘗祭」は、七世紀の天武・持統女帝の時代に「天皇権、律令の形成」と共に「最も重要な儀式として整備され」、「即位礼」に続く重要な儀式となった、『日本書紀』持統五年(691)条には、「十一月の戊辰に大嘗す」とあり、「一世一度」の大祭である(1)。先進国「唐」の政治形態・組織を採用し中国的律令国家(先進国化)を試みた、が、同時に独自の法制度を採り入れた日本型律令国家(古代天皇制)(2)が、確立したのである(連続 即 非連続)。

立憲天皇制を採用し西欧的近代国家を目指した明治の「大嘗祭」は、明治四年(1871)明治天皇が東京で行い、昭和三年(1928)十一月に行われた昭和天皇の「大嘗祭」は、戦争への道を歩んだ時代であったことから天帝アマテラスと一体化した「現天皇」(あきつみかみ)となる「神事」となった(賢所の「踐祚の式」)。敗戦後の昭和二十一年一月一日 昭和天皇による「人間宣言」があり、天皇＝「現人神」(あらひとかみ)ではないことを表明した。

「現人神」の問題について昭和天皇は、『独白録』の中で以下のように語っている。

現神の問題であるが、本庄(武官長)だったか、宇佐美(興屋)だったか、私を神だと云ふから、私は普通の人間と人体の構造は同じだから神ではない。そういう事は云はれては迷惑だと云つた事がある(文春文庫 38頁)。

『明治憲法』を法体系とした「国体」は、敗戦によって終わった、が、平成の「大嘗祭」を見る限り古代天皇制の国体——「天孫降臨神話」＝アマテラスを頂点とする「神統譜」(アマテラスと一体化した天皇像の原型＝「万世一系」)は、戦後の象徴天皇制に於いても失われていない。

1、天皇即位は、『日本書紀』「神代巻」を範型とする

激動の昭和戦時期を歩んだ昭和天皇は、『明治憲法』に規定された立憲的天皇としての顔と戦後の象徴天皇の顔を持っている、①立憲的天皇としての顔は、伊藤博文が描いた西欧的国体の皇帝像と日本独自の政治的伝統を踏まえた天皇像(明治天皇の勅語)であるが、他方昭和戦争期には、陸軍統制派の軍人政権によって「現人神」とされ、天皇の統帥権を利用された姿である、②象徴的天皇としての顔は、法体系である『日本国憲法』の「理念」(民主国家)が規定する天皇像である(昭和天皇は、「人間宣言」し現人神を否定する)。

昭和天皇（裕仁）は、昭和六十四年一月七日に崩御、戦争期「激動の昭和」が終り、長男明仁親王（平成天皇）が、即位する、象徴天皇として戦後の「国体」を築き上げ、平成三十一年四月三十日 生前退位をした。第一図に示したように国家史は、三区分別されるが、「昭和から平成へ」「平成から令和へ」の代替わりで確認される天皇制は、「即位儀礼」「大嘗祭」を見る限り律令的君主制の「父子相統」を踏襲している。

2、万世一系の皇位（「父子相統」）は、「改むまじき常典」(3)で定式化された天智天皇（大倭根子天皇）が設定した「法」＝「改むまじき常典」（不改常典）で天皇の「父子相統」は、定着した、その経緯は、上山春平を始めとする先学から学び、拙稿「上山春平の国家論」で考察した(4)、論旨は、天武の後＝持統女帝の「情熱」——息子の草壁に皇位を継がせたい「私的な熱望」が、古代天皇制の原形（cf、『日本書紀』「持統紀」）であった、とする解釈である。

ヘーゲルは、世界史発展の契機として「理念」（Idee）と「情熱」（Leidenschaft）を揚げ、下記のように論じている。

一つの対象に没頭し、個人のすべての欲望と力とをその目的に集中させるものであるが、われわれはこのような関心を情熱と呼ぶのである……。

ここで私が情熱というのは、一般的に個々の利害、特殊な目的、或いは利己的な意図とでもいふべきものから生ずるところの人間の活動という意味である(5)。

天武・持統女帝が構想する公的な目的は、唐の律令を範型とした先進的古代天皇制の成立であり、東アジア諸国家に位置づけられる独自の日本型律令国家の形成である、が、考察したように古代天皇制成立の原典が、「利己的な意図」による「父子相統」に在った。

直木幸次郎の説に由れば——「七世紀末から八世紀初頭へかけての天皇家は、父子間の直系相統を熱烈に希望していたことがわかる。神武以降崇神までの八代の天皇が、直系相統によって即位しているのは、この（父子直系相統の）思想の反映である」(6)。「情熱」を秘めた天武・持統の政治姿勢が、浮かび上がってくる。

天武十年（681）二月二五日 律令を法体系とした天武政権が成立し、草壁皇子が皇太子となる。一連の政策の背景に付いて直木幸次郎は、次のような説明を加える。

このことを先に着想したのは鸕野皇后ではなかったと想像する。天武のあとを草壁につがせようとするならば、天武の政治を制度化しておくことがまず必要である——草壁皇子の性格・能力（引用者補足：病弱でおとなしい人物）を誰よりもよく知りつくしている鸕野は、こう考えたにちがいない。鸕野は妻として夫天武のよい協力者であっただけでなく、母としても周到な用意を忘れなかった(7)。

彼女の政治的行動のすべてが、権力意志とか、国家的理想とかで決定されたのではなく、夫を守り、わが子を保護するという妻として母としての情熱から出た場合も、少なくなかった、と考えられる(8)。

A、柿本人麻呂の日並皇子への挽歌（『万葉集巻二 167番』——持統女帝の「情熱」を詠う——
万葉167番は、藤原宮の御代に人麻呂が、日並知（ひなめち）皇子尊（みこのみこと）を殯宮に移し

たときに詠った挽歌である、その1部を下記に掲げる。

わが王 (おおきみ) 皇子の尊の 天の下 知らしめしせば 春花の 貴からんと望月の 満し
けむと 天の下 四方の人の 大船の 思い憑 (たの) みて 天つ水 仰ぎて待つに……天の原
岩門を開き 神あがり (現世から天界へ移る) あがり座しぬ (日本古典体系『万葉集 1』岩波書店)

大意：日並皇子が 天下を治めになるのだったら 春の花のように 貴いであろうにと、天下の四方の人々
が頼みにし、早天に慈雨を待つように仰いで待っていたのに …… 天の原の岩戸を開いてお隠れになっ
てしまった (補足：真弓の丘 (奈良明日香村真弓) に殯の宮を建て座す)

「日並皇子は、持統が万難を排して太子に立て、大統を継がせようとした後継予定者であった」
持統女帝の、草壁皇子への統治権授与の情熱を知る「人麻呂の挽歌は、その後継者〈草壁〉」(括弧内
引用者) に集約された、とした上で白川 静は、挽歌の目的と女帝の「情熱」(持統から草壁への統治権
の授与) の挫折を下記のように解く。

挽歌の目的は、日並皇子を皇位の正統者として、皇統のあるところを確かめようとする
持統の意思にそうものであったと思われる。神話 (天孫降臨神話「アマテラス → ニニギ」は
古代天皇制の「持統 → 草壁」の投影) を現実の規範にしようとする意識がうかがわれる (括弧内
引用者)。

持統の朱鳥三年 (六八九) 四月、皇太子草壁皇子尊が崩じた。持統が大位を与えよう
とした草壁の死は、この中皇命 (なかつすめら) たる女帝によほど大きな衝撃を与えたこと
であろう (括弧内 引用者) (9)。

B、持統女帝 (10) の「願望」

『日本書紀』(11) の「持統紀」(巻第三十) には、持統十一年 (697年) に祖母持統女帝から軽
皇子へ踐祚した事実が記録されている。

八月 (はつき) の 乙丑 (きのとのうし) の 朔 (ついたち) に、天皇 (すめらみこと) (引用者注：持統)、
策 (みはかりこと) を 禁中 (おほうち) に定めて、皇太子 (ひつぎのみこ) (引用者注：軽皇子=文武天皇)
に禪天皇位 (くにき) りたまう (日本古典文学大系『日本書紀』下 534頁 昭和48年版)

「策を禁中に定め」は、「太上天皇の制度を意味する」とした上で、石尾芳久は、「この制度の
具申者が不比等であった」と指摘する、上山春平は、石尾説を踏まえて「皇位の父子相承原理の
確立」(持統女帝の願望) と論説する。

『記紀』「神代巻」の「天孫降臨神話」は、律令国家の法体系=律令による皇位継承のルール
=父子相統を、古代天皇制の「万世一系の哲学」(不改常典) として「神代」に投影した (持統女帝の
「願望」の正当化) ののである、従って兄弟相統は、「異端」である。

- ① アマテラスは、高天原 (天上界) の太上天皇
- ② 大和 (アマテラスの子孫が統治する葦原中つ国=地上界) の太上天皇は、持統女帝
- ③ 『記紀』「神代巻」の「万世一系」(「アマテラス → アメノオシホミミ → ニニギの降臨神話」を
祖型とした大和朝廷による国家統治) の哲学は、持統女帝が熱望するアマテラスの子孫が統治
する葦原中つ国 (=大和朝廷) の「親子継承の原理」である。

検討している古代天皇制の「皇位相統」の過程は、パースの論証三分法に従えば、下記のように定式化される。

A 仮説形成 高天原の世界は、持統女帝が構想する古代天皇制の投影である

B 仮説解明 持統女帝は、アマテラスの化身で、「天皇現神」観が誕生した
大君は神にしませば赤駒の腹ばふ田井を都となしつ

(『万葉集』卷十九 四二六〇 大友連御行 作)

(註:「都」は、先進国 唐の制度に倣った新都 藤原京(新益京)と考えられる。)

C 結論 持統の、母としての「特殊な目的」は、「持統女帝(日神 アマテラスの化身) → 文武天皇(アメノオシホミミ=軽皇子) → 首皇子(ニニギ=聖武天皇 日神の子孫=皇孫 命スメミマノミコト)」の「瑞穂中つ国」(古代大和=藤原京)に降臨(統治)する「万世一系」の形成 —— 「天ノ明命」(アマテラス=持統女帝の命令)の実行である。

「A」(神話の世界は、持統女帝の「願望」の投影=)の仮説が、「真」であれば、「C」(持統女帝の「特殊な目的」)は、「真」である。

持統女帝の願望「父子相統」(実子草壁皇子の即位)の論理化が、「Ⅱ 明治維新が目標とした西歐的立憲君主制の成立」で確認した日本型律令的天皇制を貫く「万世一系」の政治哲学である。

第二図は、天武天皇から首皇子(聖武天皇)迄の皇位即位を図示したが、歴史的「事実」は、国家史を一貫する。持統女帝が、熱望した「父子相統」を「仲天皇」の系譜図で示しておきたい

第二図 「仲天皇」(なかつすめら)から見た古代天皇制の歴史 —— 皇位伝承史

古代大和国家の天皇は、アマテラスの降臨子孫であり、国政の統治権を持ち、祭祀を掌る最高祭司者である。

天智天皇 38代

* 大化の改新 ①日本型律令的天皇制の確立が政治の最大目的

| ②中国(唐)の長子相統制を採用 実子大友を立太子にする

* 壬申の乱 ①大友皇子と天智の実弟大海人皇子の皇位継承権を巡る内乱

| ②大海人皇子が、内乱を征し天武天皇として即位

天武天皇 40代

| ・天皇・皇室権力の制度化、皇族を中心とする皇親政治を実現

× 持統女帝 41代 天武の律令体制を継承 新都藤原京に遷都

・皇位継承者草壁皇子(679年 皇太子)が、即位前に夭折

| ・皇孫 軽皇子の皇位継承を願望、持統十一年即位継承

・諡は高天原広野姫天皇と言い「タカマノハラの語を冠する天皇は他に居ない」

ことから持統女帝は、アマテラスの化身である証と解釈できる。

文武天皇 42代 六九七年 即位

| ・若くして夭折 首皇子(後の聖武天皇)幼少のため皇位に就けず

× 元明女帝 43代 草壁皇子の妃、文武の母 平城京へ遷都

| ・和銅四年(711)『古事記』完成

× 元正女帝 44代 文武の姉

| ・養老四年(720)正史『日本書紀』完成

聖武天皇 45代 七二四年 即位

註1 三女帝は、「父子相統」のための「中皇命」（なかつすめら）、つまり「天皇欠位の間」の中継ぎの天皇＝仲天皇（中天皇）として役割を果たす。『続日本紀宣命』『元明天皇 即位の宣命』は、元明天皇を「中継ぎ」と記す。（岩波文庫版 17頁）

2 ①律令、②新都 藤原京・平城京、③『日本書紀』は、古代天皇制を象徴する政治的三要素

3、歴史は、「教科書」

歴史哲学は、カント、ヘーゲルが論及した十八世紀の近代的自我＝「理性」による世界史＝歴史的事実の解釈を目的とする。西田幾多郎は、二十世紀の時代を「世界的自覚の時代」と論じたが、二十一世紀の現実世界は、「自国第一主義」（国家の欲）を目的とし、かつての昭和戦争期の軍国日本も国是とした自国本位の国家主権（交戦権）を振り回している。

軍事力の拡充を目的とした科学戦争——無人型兵器、戦争と人間に関わる人工知能（AI）の研究・開発が、軍事巨大国 米国、中国、ロシアの間でしのぎを削って行われており、大東亜戦争後の国際社会が掲げた「不戦」の理念、——「平和・自由」の世界（新世界主義）とは程遠い二十一世紀の現実である。

* * *

人が人を殺す干戈の惨めさを明治の軍歌「婦人従軍歌」は、歌っている（軍歌中の代表的な歌の1つで、明治二七年 加藤吉清 作詞 奥好義 作曲）。「帽子飛び去り袖ちぎれ」「くれない染めし草の色」と歌う歌詞の「戦いの庭の悲惨さ」を実感する与謝野晶子は、明治三十一年九月 日露戦争に従軍した弟を想い「君死にたまふことなかれ」の詩を残している（文芸誌『明星』第九号 掲載）。

あゝ をとうとよ 君を泣く 君死にたまふことなかれ

「自国第一主義」を唱える二十一世紀の国際的「現実」を踏まえ「国家」「愛国心」を強調し「個」を忘却した「国家主義的教育」（教育基本法の改悪）（12）、憲法（第九条）改悪を唱え国家安全保障法を制定して軍事力の強化を目論む、戦場の「干戈の悲惨さ」を体験しない政治家には、「人（弟）を想う晶子の「心情」（人命の尊さ）を心の底から実感することは、とてもできまい。

* * *

西田幾多郎は、国家は「具体的な歴史的現実」と論説する。とすれば、まず自国の「具体的な歴史的事実」〈歴史〉を「学ぶ」ことが、重要である。少年時代の昭和戦争期に「尽忠報国」の道を筆者は、歩んだ、昭和戦争史は、軍部政権が望んだ帝国主義＝「国家の欲」（東京裁判のA級戦犯者 陸軍大将東条英機が、絞首刑執行前に教諭師に語った言葉で、陸軍の「欲」が戦争になった、と言う）に基づいた、「大東亜戦争の道」であり、軍部が叫ぶ時代精神「尽忠報国」の道を国民が、歩んだ国家史であった。

戦時中軍部による厳しい著書の「検閲」・「言論統制」が日常生活を支配したが、歴史的「事実」を踏まえず戦時には反戦主義者であったような態度で大東亜戦争を批判する学的状況が戦後出現した、「干戈の悲惨さ」を戦場で体験した元兵士の声「二度と戦争はしてはならない」の言葉には重みがあるが、歴史的「事実」を踏まえない批判者の事後的・抽象的な文章には、高名者といえども重みが無い。

「人生は旅である」と哲学者三木 清は、提唱する。戦時期の昭和を「小国民」として育ち、敗戦後の昭和を歩いた旅人＝私は、『私家版 私の昭和戦争史』を「年代記」を軸に纏めた、戦期昭和を「軍国少年」として旅をした「国家史は、『歴史的「事実」』を教える教科書」であった。

<註>

1、問題設定

註1 ・上山春平「法と国家 ——日本律令国家序説——」京都大学人文研『国家と価値』1984年3月号に収録

・上山春平『日本の国家像』に本放送協会 昭和55年

・上山春平『埋もれた国家像 ——国家論の試み ——』岩波書店 1977年

- 2 最高司令官マッカーサーが、民主化政策実施のための憲法改正を指示、重原内閣は、天皇主権を変えない部分的修正を施した松本蒸治案を提示、GNQは、拒否、マッカーサー三原則 ——①天皇は国民の元首、②国権の発動たる戦争は、放棄する、③封建制度は放棄 —— に基づいた改正案を提示した。『日本国憲法』は、昭和二十一年十一月三日に公布、昭和二十二年五月三日に施行された。

日本国憲法公布記念式典に於ける昭和天皇の「勅語」〈一部を掲載〉

この憲法は、帝国憲法を全面的に改正したもので……自由に表明された国民の総意によって確定されたにである。即ち、日本国民は、みづから進んで戦争を放棄し、全世界に、正義と秩序とを基調とする永遠の平和が実現する永遠の平和が実現することを念願し、民主主義に基づいた国政を運営することを、ここに、明らかに定めたのである。

『日本国憲法』の「序文」で昭和天皇は、「朕は、……帝国憲法の改正を許可し、ここにこれを公布せしめる」と、『大日本帝国憲法』に規定された天皇主権の立場で述べている。

- 3 『パース 著作集 Collected Papers of Charles Sanders 』

・上山春平・山下正男訳『パース論文集』『世界の名著』所収 中央公論社 昭和43年

・米盛裕治 編訳『パース著作集 1』(現象学) 勁草書房 1985年

・内田種臣 編訳『パース著作集 2』(記号学) 継承書房 1986年

・遠藤 弘 編訳『パース著作集 3』(形而上学) 勁草書房 1986年

* 参考文献

・上山春平『プラグマティズムの哲学』(『世界の名著』所収 中央公論社)

・伊藤邦武『パースのプラグマティズム』勁草書房 1985年

・ウィリアム・H・デイヴィス (赤木昭夫訳『パースの認識論』 産業図書 平成2年

・鶴見俊輔『プラグマティズム 入門』 社会思想研究会出版部 昭和34年

・岩波講座 現代思想7『分析哲学とプラグマティズム』岩波書店 1994年

・上田清次『プラグマティズムの基礎的研究』早稲田大学出版部 昭和36年

- * 拙論「C・S・パースと R・デカルト —— パースはデカルト哲学を如何に解釈し批判したか——」 愛知教育大学 哲学会会誌『哲学と教育』第64号 掲載

*

*

*

パース哲学の本質は、「科学の方法」(method science 疑念から出発して信念に到達する思考過程)によって「信念を確立する」ことである。従って、「すべての人の究極の結論が同じもの」とする —— 「科学の方法」の定義である。

II、明治維新と西歐的立憲君主制の成立

1、法体系＝『大日本帝国憲法』と立憲天皇制

註1 田中 彰『明治維新と西洋文明 —— 岩倉使節団は何を見たか ——』「明治維新と『米欧回覧実記』」 岩波新書 2003年

『米欧回覧実記』は、「福沢諭吉の『文明論之概略』とは、西歐文明のとらえ方を異にしつつも、同じように文明の発展段階説に立っていた」と田中は、指摘する。「西洋の『文明』に対し、日本と中国は『半開』、……と位置づけた」のは、「十九世紀中期に英・米で普及していた『歴史の発展段階説』に基づいたからである（アルバート・クレイズ『福沢諭吉の歴史意識と文明開化』 1985年）。

2 伊藤博文は、憲法草案の審議で「憲法第四条」について発言し、「憲法政治と言へばすなわち君主権制限の意義」である、と述べている（八木秀次『明治憲法の思想 —— 日本の国柄とは何か ——』からの再引用 PHP 新書 139頁 2001年）。

明治十一年法律顧問として来日したロエスレルの君主観は、「君主の個人的支配（パーソナル・ルール 君主主権）の性格を色濃く残す、欧州大陸の政治的伝統に極めて忠実であった」と言う、が、「伊藤はロエスレルの君主像を」受容しなかった、「大臣輔弼の原則を明示し、内閣を中心とした政治運営のシステムを制度化」したのである（坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』「第四章 憲法の制定」吉川弘文館 平成3年）。憲法調査で伊藤がシュタイン（ウィーン大学教授）から学んだのは、ヨーロッパ最先端の「君主機関説」—— 君主も大臣や議会の国家の機関に制約される —— であって、君主主権説ではない（伊藤之雄『元老西園寺公望公 —— 古希からの挑戦 ——』）。

*

*

*

反国体的憲法学説だと政友会、軍部から批判された美濃部達吉の「天皇機関説」—— 立憲主義的な解釈に立ち、日本国は法人であり、天皇は、その器官である、ことを論じた学説 —— は、伊藤博文、西園寺公望がシュタインから学んだ「君主機関説」と同一の学説である。

昭和天皇は、『独白録』で「天皇機関説」について肯定的な感想を述べている

私は国家を人体に譬え、天皇は、脳髓であり、機関と云ふ代わりに器官と云ふ文字を用ふれば、わが国体との関係は少しも差支えないではないかと本庄（繁）武官長に話して真崎（甚三郎教育総監）に伝えさせたことがある。真崎はそれで判つたと云つたそうである」（立秋文庫 38頁）。

3 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』「第四章 憲法制定」 吉川弘文館 平成3年

穂積八束の高弟上杉慎吉と一木徳郎の学説を継ぐ美濃部達吉の間で交わされた「憲法論争」は、「天皇機関説論争」として知られる、美濃部は、自著『憲法概容』（有斐閣 昭和10年）で「天皇大権」を次のように説明する。

大権トハ国法上天皇ニ属スル所ノ権能ヲ謂フ、天皇ノ御一身ニ属スル権利ニ非ズシテ、天皇ノ位置ニ伴フ公ノ職能ナリ（「第三章 天皇 第二節 天皇ノ大権 —— 概説」。

憲法第4条は、「天皇ノ大権ヲ定ムルモノ」とした規定で、

国ノ元首ト謂フハ尚国ノ最高機関ト謂フニ同ジク、国ヲ身体ニ比スレバ天皇ハ其ノ頭脳ノ位置ニ在マスヲ謂フ（(一) 国務ニ関スル大権）。（統治権は、国家にあり、天皇は、その最高機関として統治権を行使する）

* * *

戦後国家の基本「型」《国家の「かたち」》となる憲法作成を担当した国務大臣松本蒸治作成の「憲法改正要綱」につき昭和天皇の言葉が、『実録』に記載されている。

昭和二十一年 二月七日

松本を表拝謁の間にお召しになる。天皇は「憲法改正要綱」に関して、第一条は語感も強く、第四条との重複もあるため、両条を合併して「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇コノ憲法ノ条章ニヨリ統治ス」とし従来の統治の「権」を除くこと、…の可否につき御下問になる。

: * * *

GHQは、松本案を否定し、マッカーサー三原則に基づいた「GHQ草案」を日本政府に渡す。

4 江村栄一 「憲法構想」(『日本近代思想 9』岩波書店 1989年)

上山春平は、「革命の哲学」と「非革命の哲学」との違いを自著『埋もれた巨像 —— 国家像の試み ——』(岩波書店 1977年)の中で以下のように説明する。

「革命の哲学」のばあい、新旧の王朝の上位に想定される「天」が、異なった時点で、二つの王朝にそれぞれの「天命」を与えたという事実によって、二つの王朝の価値が等置され、それによって、旧王朝の権威が新王朝に変換されることになるわけですが、「非革命の哲学」のばあい、「革命の哲学」の大前提となっている新旧両王朝の断絶という事実のかわりに、一つの王朝の連続の事実がまず前提されているわけです(186頁)。

上山が指摘する「非革命の哲学」は、「万世一系の哲学」の別称で、『明治憲法』「第一条」の条文「万世一系の天皇」を思想的に裏付ける哲学である。

5 伊藤博文 宮沢俊義校註『憲法義解』岩波文庫 昭和38年版

『伊藤本』は、『古事記』(Kojiki)を記入する、宮沢は、その根拠として『日本書紀』と『万葉集』の歌を注釈に揚げている。『古事記』の成立は、元明女帝の和銅五年(七一二)である(cf. 第二図)。

ところで川副武胤によれば『記紀』の「神話の神」は、「首都(飛鳥浄御原宮)が高市郡の地域にあった七世紀」——天武朝廷に深く関わった形で登場する川副武胤『古事記の世界』教育社歴史新書(日本史 230頁 1986年)(括弧内引用者)と解釈する。とすれば持統女帝が熱望した「親子相続」の形成が、天孫降臨神話と深く関わっていた、と考察する拙論の「証」になると思う。

6 尾藤正英「日本史上における近代天皇制 —— 天皇機関説の歴史的背景 ——」『思想』1990年8月号 岩波書店

7 牧原憲夫『民権と憲法』シリーズ日本近代史② 岩波新書 2006年 184頁

明治天皇が、「憲法起草の勅語」(明治9年九月7日)で「朕が祖宗に承くるの大権に依り、現在及び将来の臣民に対しこの不磨の大典(『明治憲法』)を宣布する」と述べた天皇統治権が、『明治憲法』「第一条 大日本帝国憲法は万世一系の天皇これを統治する」に、明確に表現されている、と牧原は、指摘する(括弧内引用者)(189頁)。

8 伊藤と井上が構想した『明治憲法』の天皇は、①伊藤が参考とした英国型の立憲君主制であり、議院内閣制を執行するのでない、同時に②井上が、学んだ君主が行政を掌握するプ

ロイセン憲法を範型とした、二面性を持つ。天皇が国家統治権を総覧する政治体制をバイエルン憲法から、統治権、外交権などの天皇大権はプロイセン憲法を参考にした、日本独自の憲法観である。

*

*

*

『明治憲法』で規定された統治権を持った天皇像は、第一次世界大戦後に昭和天皇が渡欧しジョージ五世から学んだ英国型立憲君主のあり方（君臨するが、統治せず）とは、異質であり（cf 「Ⅲ－註3」豊下の指摘）、特に昭和戦争期の天皇像「現人神」は、軍部政権下における独特な天皇像である。

Ⅲ、二・二六事件／ポッドダム宣言受諾と対米英開戦に対する昭和天皇の対応の違い

1 藤田尚徳『侍従長の回想』 中公文庫 1987年

2 日本に関係する「三東問題」が、国際連盟で問題となったとき、西園寺公望は、日本が「国際連盟に参加しないのは馬鹿げている」、国際連盟の問題が重要であると指摘した上で、『世界の中の日本』と言う立場から、講和会議から日本が離脱しないように」と述べている。「パリ講和会議での西園寺の最大の役割は、日本の全権団に国際協調の時代の扉が開かれたことを自覚させたことであつた」（講和会議全権随員 佐分利貞男『西園寺公と政局』第1巻の記録。伊藤之雄『元老西園寺公望 古希からの挑戦』文春新書 2007年から引用）日本は、国際連盟で「五大国」（米・英・仏・伊・日）となる。

3 ジョージ五世（George V 1865～1936）

治世中に第一次世界大戦にあう、偏見のない公正な態度と超党派的政策によって尊敬された（『岩波 西洋人名辞典』昭和31年）。

4 『独白録』に記載されているように明治天皇の「御製」を拝読した昭和天皇の決意は、「是非とも日米交渉をまとめとの仰せで」「発言は前例」のないものであつた（細川護貞『細川日記』上 207～208頁）。

豊下楯彦は、昭和天皇は「統帥権」を掌握しており、命令を発する大元帥である、訪欧で学んだ「英国の立憲君主との決定的な違い」がある、と指摘する（『昭和天皇・マッカーサー会見』岩波現代文庫 200頁 2008年）。

満州事変に関して田中義一首相に「辞表を出したらどうか」と昭和天皇が聖断し、田中内閣が、総辞職した歴史的事実がある——「聖断」する昭和天皇のあり方は、富下が指摘する英国型立憲君主との「違い」を示す具体例の1つである。

: *

*

*

昭和天皇の「日米交渉を纏めよ」の聖断を受け近衛の別邸で開かれた荻外荘会談では、「駐兵だけは陸軍の生命あって絶対に譲れない」、支那からの撤兵を拒否する東条英機の強硬な反対論があり、日米交渉は、不成功に終わる、第3次近衛文麿内閣は、総辞職した（保坂正康『東条英機と天皇の時代』『支那撤兵』が鍵に……』286頁 ちくま文庫 2005年）。

5 『独白録』 文春文庫 1995年

・細川護貞『細川日記』「昭和十九年五月十五日」 中公文庫下巻 2002年 改訂版

・保坂正康『東条英機と天皇の時代』 ちくま文庫版 2005年

昭和十六年七月二日の御前会議で「対英米戦を辞せず」とし、南部仏印に進駐する決定をする。それを踏まえ永野修身軍令部総長が、海軍作戦計画を昭和天皇に内奏、「対米作戦」

が記されていたことに昭和天皇は、驚き、「米国との戦争など考え得るか」と「叱責的に反問」した。永野は、それに答え「対米戦争は、一年以上は不可能で、到底勝利の見込みが無い」ことを報告した(重光葵『昭和の動乱』「七章 日独伊三枢軸」下 中公文庫)。

6 日米交渉の『帝国国策遂行要領』「三」の内容を、下記に示す

前号外交交渉ニ伴イ十月上旬頃ニ至モ尚我要求ヲ貫徹シ得ザル場合ニ於テハ、直チニ対米(英、蘭)開戦を決意ス

『帝国国策遂行要領』は、下記の「別紙」を付け加えている。

「別紙」第一 対米(英)交渉ニ於テ帝国ノ達成スベキ最小限度ノ要求事項

一、支那事変ニ関スル事項

米英ハ帝国ノ支那事変処理ニ容喙シ又ハ之ヲ妨害セザルコト

イ、ロ 省略

二、帝国国防上ノ安全ヲ確保スベキ事項

米英ハ極東ニ於テ帝国ノ国防ヲ脅威スルガ如キ行為ニ出ザルコト

イ、ロ、ハ 省略

三、帝国ノ所要物資獲得ニ関スル事項

米英ハ帝国ノ所要物資獲得ニ協力スルコト

イ、ロ 省略

第二 帝国ノ約諾シ得ル限度

一、帝国ハ仏印ヲ基地トシテ支那ヲ除ク其ノ近隣地域ニ武力進出ヲナサザルコト

二、三 以下 略

(重光葵『昭和の動乱』「資料」から転載)

『別紙』「第一」の 一項は、陸相東條英機が、近衛文麿の別邸荻外荘で発言した「支那撤兵は、陸軍としては、容認できない」の意思を踏まえた項目である、『国策遂行要領』は、ほぼ原案道理に決定された。昭和天皇の開戦決意が「御告文」に記載されている。

* 宮中三殿で行われた昭和天皇の「宣戦につき親告の儀」昭和十六年十二月九日

…… コノ度米国ト英国トニ対ヒテ戦ヲ開ク事ト成リニキ …… 海ニ陸ニ空ニ射チ向フ敵等ヲ速ニ伐平ラゲ皇御国ノ大御稜四表八方ニ伊照リ徹ラシメ給(へト) …… 恐ミ恐ミ白ス(部分引用)(括弧内引用者)

* * *

昭和十六年十一月二六日『ハル・ノート』が、米国から渡される、日本政府(陸軍)にとって容認できないとしたハルの提言が、下記の第三項であった、

第三項 日本国政府は支那及び印度支那より一切の陸海軍兵力及び警察力を撤収すべし

昭和天皇は、『ハル・ノート』に対する「重臣の意向」を確かめることを東条英機首相に示唆する、

1、「開戦やむなし」 広田弘毅、林銑十郎、阿部信行

2、「現状維持」 若槻礼次郎、岡田啓介、米内光政

「支那撤兵」を要求する『ハル・ノート』が決定的な原因となり、日米交渉は、不成立。昭和十六年十一月十九日 日米開戦を伝える暗号文「ヒガシノカゼ アメ」(東の風 雨)が在公館向けに流され(『ヒガシノカゼ』暗号放送あった)朝日新聞 夕刊 平成25年3月7日)、大東亜戦争に突入: :

した。

昭和十六年十二月八日 暗号電文「ニイタカヤマ ノボレ ヒト フタ マル ハチ」(新高山 登れ 1208) の真珠湾攻撃命令で 日本海軍航空隊183機と特殊潜航艇5席が、オハフ島真珠湾の米艦隊を急襲し、奇襲成功を示す暗号文「トラ トラ トラ」が、攻撃隊から打電されている。

- 7 大東亜戦争下の豊橋は、一九四二年五月第15師団の団長官舎が建てられ、十七年八月から一九四八年八月まで香淳皇后の父親である久邇邦彦王が、勤務した軍都であった。

肅軍により第15師団は解散、司令部跡に建てられたのが、入営した1年後の兵を下士官に養成する「豊橋教導学校」(歩兵、騎馬兵、砲兵の下士官を養成する目的の学校、後陸軍下級士官養成の学校になった、現在は、愛知大学記念館)である、津島勝雄中尉、竹島継夫中尉ら二・二六事件に参加した青年将校が、勤務していた。

青年将校は、昭和十一年二月二十三日 二・二六事件の中核的存在である栗原安秀中尉と市内の「つばや旅館」で、クーデター決行の最終打ち合わせを行い、静岡県興津町の別邸に居る元老西園寺公望を教導学校の下士官・生徒約120名を引き連れて襲撃する計画を立てた、が、25日に板垣 徹が、教導学校生徒＝「兵力の使用」を反対したことから、西園寺の襲撃を中止、津島勝雄と竹嶋継夫は、上京して反乱軍に合流している。

板垣中尉の反対理由は、昭和維新の為であれ「兵力の使用」は、天皇の統帥権(大日本帝国憲法 第11条 「陸海軍の統帥」、軍人勅諭「兵馬の大権」)の冒瀆であることにあった。

豊橋駅前の「つばや旅館」、教導学校の傍にあった「増田屋」は、昭和20年6月20日、豊川海軍工廠を目標としたB29爆撃機の空襲で消失した(愛知県立時習館高校編集『戦闘帽の中学生』「九 本土決戦の章 いま決戦の時来る」「戦火の日々」には、中学生が見た悲惨な戦時風景が書かれている)。(拙著 私家版『二・二六事件と軍都豊橋』未発表)

* * *

防衛省防衛研究所には、事件を決行した将校の遺族が寄贈した二・二六事件の資料がある、北一輝の思想による扇動ではなく、個々の信念に基づいた青年将校の「姿」が、資料からみえる、と松本健一は、言う。

高橋太郎少尉の昭和十一年四月二一日の「日記」には、二・二六事件に付いての「悔いがない」言葉が記されている。

窓越シニ拝ス大内山ノ辺り 断雲片々／『酒井サン 大内山ノ上カ段々明ルクナ
リマスヨ』／『噫 将ニ大内山ノ暗雲一掃 瑞光ミナキラントヌカ』／互ニ見合ハ
ス顔ニ思ハス浮フ微笑 悔ヒモナク…… (朝日新聞「単眼 複眼 青年将校らの姿 投影」朝日新
聞 平成18年9月13日)

- 8 石井金一郎「北一輝と青年将校」『思想』1958年 2月号 岩波書店

- 9 橋川文三『昭和維新新論』朝日新聞社 2004年

「維新革命以来ノ日本ハ天皇ヲ政治的中心トシタル近代的民主主義ナリ」と北は、論じ、改造の基本的方策＝「一君万民」の実現を大正八年八月に書いた『国家改造法案大綱』「巻一 国民ノ天皇」で論じている(『北一輝 著作集』第二巻 みすず書房 昭和34年)。

- 10 半藤一利『ドキュメント 太平洋戦争への道 昭和史の転換点何処にあったか』PHP文庫 129頁 1999年

- 11 迫水久常『機関銃下の首相官邸 二・二六事件から終戦まで』ちくま学芸文庫版 129頁

- 1 2 『昭和天皇独白録』は、昭和21年の3月から4月にかけて、松平慶民宮内大臣、寺崎英成御用掛ら5人の側近（五人の会）が、昭和天皇から直接聞き纏めた記録である。

『独白録』の目的について吉田裕は、政治的であった、とした上で次のように述べている。

東京裁判を強く意識しながら、直接的にはGHQに対して、天皇に戦争責任がないことを「論証」するために作成された政治的文章である（『昭和天皇の終戦史』岩波新書）。

市販された『独白録』（文春文庫 1995年）は、寺崎が記録した「昭和天皇独白録」に寺崎の娘マリコ・テラサキ・ミラーの“遺産”の重みを加えた二部構成となっている。

- 1 3 関東軍参謀の河本大作大佐が、満州軍閥の張作霖を昭和3年（1928）に爆死させた事件をめぐる、昭和天皇に対し田中義一首相があいまいな対応をしたことから激怒、昭和天皇が、「辞表を出したらどうかと強い語気で云った」ことから田中内閣が、総辞職したことを指す、以後「拒否権」（自分の考え）を行使しなかった昭和戦争期での、立憲君主の立場を述べている。

- 1 4 重光葵『昭和の動乱』中公文庫版 115頁 2001年

「皇道派は『国体明徴』に基づく革命をくわだてたが、二・二六事件で潰滅し、あとは統制派の思うままになって戦争に飛び込んだともいわれる」と一般論を述べた上で、第一次世界大戦を体験した「昭和時代」を歩んだ中島健蔵（フランス文学専攻）は、自身が捉えた当時の「感覚」を以下のように解説する。

皇道派が引っ込んで「国体明徴」はそのままであった。そして、そこへ、ナチスばりの強力な統制が加わった……（中島健蔵『昭和時代』岩波新書 132頁 昭和32年）

- 1 5 細川護定『細川日記』下巻 中公文庫 423頁 1979年

近衛文磨から依頼され、天皇に「国情の実体」を知らせるために、昭和天皇の弟 高松宮の情報を報告する任務に就いた。

おそらく細川の任務は、東條英機が、徹底抗戦を主張しているが、そのことは、二千六百年に及ぶ国体——「天皇制の歴史」に終止符を打つ危険性の報告であった、と考えられる。

- 1 6 海軍大将鈴木貫太郎は、侍従長として宮廷に入る。二・二六事件で殺害の対象となり瀕死の重傷を負ったが奇跡的助かり、侍従長を辞職する。後、鈴木は、首相となり、戦時の、最後の内閣として8月14日ポツダム宣言受諾、翌15日に総辞職をした。

ジョセフ・C・グルーは、米国の駐日大使として戦時期昭和の日本に着任した、知日派のグルーが書いた『滞日十年』（TEN YEARS JAPAN）には、2・26事件が、以下のように収録されている。

ワシントン 国務長官宛 至急報 第37号

一九三六年二月二十六日 正午

第一部

当大使館第三六号 二月二十六日 午前十時

- (1) 前首相斎藤提督、前枢密院議長牧野伯爵、侍従長鈴木提督、教育総監渡邊将軍が暗殺されたことはほぼ確実である。高橋蔵相と警視総監は負傷したといわれる。

第二部

- (2) いま岡田首相、後藤内相、前陸相 林（銑十朗）も暗殺され、蔵相高橋

は怪我のため死去せりとの情報入る。なお大使館はこれらの噂のいずれをも確かめることができず(括弧内引用者)

第三部

(5) 声明書は現政府が日本の真精神から離脱しつつあり、天皇の大権を犯したと申し立てている。

第四部〈解釈〉

(6) 当大使館が確かめた範囲では、この蜂起は陸軍部内の若いファシスト分子が工作したクーデタの性格を持っており、天皇の顧問である老臣の全部を潰滅して、いわゆる「昭和維新」を生ぜしめることを目的としている(ちくま学芸文庫 上巻 281~283頁 2011年)。

- 17 降伏決定の、天皇の「聖断」は、半藤一利『聖断 ——天皇と鈴木貫太郎——』(文春文庫 350頁)からの引用

日清戦争に日本は勝利、明治二八年四月の下関条約で、清国が遼東半島を日本へ譲渡することを決定(全権:日本 伊藤博文、陸奥宗光 清国 李鴻章、李経方)。これに反対する露・仏・三国の「干渉」が行われ(日本による遼東半島の領有は、清国の首都を危うくし、朝鮮の独立を有名無実にすることを理由として返還を要求)、11月 日・清 間で還付条約が締結された。

昭和天皇が「ポツダム宣言」受諾するときの心情を、「三国干渉」に対する明治大帝の心情と重ねて述べたと考えられる。

- 18 昭和十六年四月に「相互不可侵条約」を松岡洋介とスターリンは、モクスワで調印した、有効期間は、五年で、条約廃棄は、満期一年前に通告しなければならない。

締結の理由 ① ソ連は、ドイツとの関係悪化を意識し、日・独の両面攻撃を避けるため東方国境の安全を確保する必要があった。

* ノモンハン戦争(ハルハ河戦争)

昭和十四年五月十二日 日本・満州は、ハルハ河を、ソ連は、ノモンハン付近と主張した国境問題で起きた日ソ両軍による戦争

スターリンは、ノモンハン戦争を踏まえ「東方国境の安全」から条約を締結した。

- ② 日本は、南方進出の体制を固めるため。

ノモンハン戦争でソ連軍の強力な兵力により日本陸軍は、破壊的な打撃を受けた、以後陸軍の「対ソ開戦論」は、後退した。

- 19 一九一四年七月 セルビア系の青年が、オーストリア皇太子を暗殺した事件を切っ掛けに、同盟国(ドイツ、オーストリア 他)と連合国(英、仏、露 他)の、二つの陣営31カ国が闘った第一次世界大戦が、勃発した。日本は、遠い戦争に「日英同盟」を理由として連合国側に加わり参戦した。

国家総力戦であった第一次世界大戦を踏まえて陸軍省新聞班は、『国防の本質と其強化の提唱』の中で「世界大戦の経験は、将来戦に於て戦時経済を如何に準備すべきや暗示することから、「平時」より「統制ある戦時経済の運用に」移行すべきだ、とする国家国防論を論じている(『現代史資料 5 国家主義運動 2』 みすず書房 282頁)。その上で「国家総動員の準備計

画なくしては、現代の国防は完全に成立しない」ことを強調する（永田鉄山『国家総動員』大阪毎日新聞 昭和3年刊）。

「軍需品の需要が膨張した」第一次世界大戦を踏まえ国家総力戦（機械戦、経済戦）の遂行には、「満蒙のみならず中国本土の資源が必要であり、その確保に武力を行使する場合もありうる」と思考する永田鉄山は、「軍部の積極的な政治介入、軍部指導の政治運営を主張」した（永田 前掲書）。

日本政府（第二次大隈内閣）は、中華民国（総統 袁世凱）に「対華21か条の要求」を提出、認めさせている。この政策につき石橋湛山は、中国侵略は「帝国百年の禍根をのこす」と批判している（朝日新聞「文化欄 第一次世界大戦の遠近法」平成25年12月31日）。

20 市井三郎「キー・パーソン論序説 —— 歴史における主体性と法則性 ——」思想の科学編『思想の科学』1960年1月号 論文は、後『歴史的分析 —— 社会・歴史・論理についての基礎的試論 ——』岩波書店 昭和三八年 に収録されている。

市井は、「ヘーゲルのいったような『世界史的個人』」のみに、歴史作りの主体性を認めない、昭和戦争期に国家総力戦の国家像を構想する知将といわれた永田鉄山、その配下の東条英機、武藤 章らの「戦争への誤った道」を歩んだ複数の軍人が、戦時昭和のキー・パーソンである（「国家総力戦」の提唱者永田鉄山につき、拙論「キー・パーソンと歴史哲学」で簡単な考察を行った 未発表）。

IV、「天皇制の歴史」から見た日本国家の基本「型」は、「連続 即 非連続」

註1 国民学校「初等科修身 四 大嘗祭の御儀」には、「大神と天皇が御一体におなりあそばす御神事であって、わが大日本が神の国であることをあきらかにするもの」と書かれている。昭和戦争期の軍部政権は、神話に基づく「現人神」（アラヒトカミ）の昭和天皇を崇拝し、「尽忠報国」の精神を確立する必要を小国民に教育したのである。

2 「古代日本における統一的にして強力な君主権力の確立に、中国の専制君主権力が影響を与えたことは明白であるが、しかし、それにもかかわらず、君主制あるいは君主権に関する思想については、両者の間にいちじるしい相異が存在した」と、石尾芳久は、論じている（石尾芳久『日本古代天皇制の研究』法律文化社 1969年）。

中国における「最高指導部は、君主の諮問機関であるにすぎない」、「法上の意味における最高機関たる合議体は構成されなかった」、が、日本における「律令の太政官中心主義は、大化改新の企図する政治的改革の1つの構想であった」ことは、日中間の、国政における相異である、と石尾は、指摘している（前掲書）。

V、結 語

註1 「大嘗祭」（新嘗祭の大祭）は、「高天の原を舞台に演ぜられる祭りで」あり、「親任君主は祖形ホノニギとなって葦さやぐこの国（中つ国）に降臨するという形（君主の親任式）をとる」（括弧内 引用者）（西郷信綱『古事記の世界』岩波新書 1967年）。「降臨神話」—— 葦原中つ国を統治するニニギは、古代天皇制以後の国家統治をする歴代天皇の「原形」（prototype）である。

『日本書紀 卷第二』「神代下卷 第九段」の「天孫降臨」神話は、「タカミムスヒが主体となってニニギ降臨を実現する物語として語られているが、本質的にはアマテラス —— オシホミミの延長上にニニギが出現し、そのニニギが降臨に至るという過程」である、

と徳森 誠は、指摘する（徳森 誠「日本書紀『神代』試論 ——イザナギ、イザナミによる構成と保証 ——」『思想』平成23年三月号）、単なる降臨過程ではない、七世紀末の天武朝に構想された『古事記』の「神話」が、この時代以後の諸祭儀に作用し、影響を及ぼした（川副武胤『古事記の世界』教育社歴史新書）1978年）という本質である。即ち大嘗祭は、林屋辰三郎が指摘するように「古代天皇制と不可分」で天皇即位の政治的儀礼となったのである（林屋辰三郎『古代王朝の祭礼と神話』）。

『日本書紀』に記載される持統女帝の諡は、「高天原広野姫天皇」であるが、「タカマノハラの語を冠する天皇は他に居ない」ことから、天上界のアマテラスの化身である持統女帝が、降臨するニニギの化身である文武を即位させる「政治的儀礼」（即位式）が浮かび上がる、「神話」の隠された本質である。

上山春平は、政治的儀礼としての「降臨神話」を下記のように説明する。

（アマテラスが）女性であり地上の世界とは次元のちがう天上界にありながら、その孫のニニギノ命に地上の統治を命じ、自らは天上よりそれを見守っているという点である。このアマテラスの姿は、文武の後見役としての持統の投影と見ることもできるし、聖武の後見役としての元明（『続日本紀宣命』「平城大宮に現つ御神と座す」岩波文庫）の姿の投影と見ることもできよう（括弧内 引用者）（『続・神々の体系 ——記紀神話の政治的背景 ——』中公新書 昭和47年）。（cf、第二図）

註2 「宮都」（飛鳥原宮、藤原京、平城京）・『日本書紀』は、古代天皇制国家を象徴する「首都・正史」（国家史）で、上山春平は、「一貫とした制作意図があり」「制作主体として（持統女帝の「意図」に協力する）不比等を想定する」（『日本の国家像』NHK大学講座 36頁）。（括弧内 引用者）

「藤原京建設の基本計画は、天武年間（六七二～六八六年）に成立していた」、が、「天武が崩御したことから計画は一事中止した、持統即位とともに開始」した、とされる（岸俊男「都城と律令国家」『岩波歴史講座 日本歴史 2』）。

政治の中心藤原京は、持統女帝、文武二代の宮都となったが、平城京遷都は、「元明女帝（阿閉皇女）の即位と一体的なものとして計画された」、「大宝律令の制定を契機に」「中央集権的日本古代国家にふさわしい首都を建設しなければならない」とする政治的願望があった、遷都を主導したのは、藤原不比等であった（岸俊男『日本の古代宮都』岩波書店 1993年）。

3 天智天皇が立てた「法」は、本居宣長の『暦朝詔詞解』が説明する「大化の改新」でもなく、法制史家が言う「近江令」でもない、と岩崎小弥太は、否定した上で「法」は「改むまじき常典」（不改常典）のことで「直系による皇位継承」に深く関係している、と解釈する。具体的には、天智天皇から草壁皇太子への「皇位継承」である（岩瀬小弥太『増補 上代史籍の研究』下巻 吉川弘文館 昭和48年）。

古代天皇制に深く関わる「改むまじき常典」の言葉が初出するのは、元明天皇の「即位の宣命」の中である（『続日本紀宣命』 倉野憲司編 岩波文庫 1936年）。

4 「上山春平の国家論 ——構想の「原点」と日本型律令国家（古代天皇制）の基本「形」——」愛知教育大学 哲学会誌『哲学と教育』 第65号 掲載 平成30年

5 武市健人訳『歴史哲学』上 岩波文庫 86～89頁
長谷川 宏訳『歴史哲学講義』 岩波文庫 48～49頁

- 6 直木幸次郎『日本神話と古代国家』 講談社学術文庫 56頁 1990年
 7 直木幸次郎『統持天皇』 日本歴史学会編集 吉川弘文館 171頁 昭和60年 新装版
 8 前掲書 196頁
 9 白川 静『初期万葉論』 中央公論社 206頁、204頁 昭和54年
 10 天智の娘で鸕野皇女(持統女帝)は、姉大田皇女に次ぐ天武の妃であったが、大田皇女の死で天智天皇の弟大海人皇子、後の天武天皇の第一の妃となる。

父子相続に伴う皇太子の候補者は、大田皇女の息子大津皇子と鸕野皇女の息子草壁皇子が、並んで筆頭であった、が、天武の死後一つの事件が起きた、世に言う「大津皇子の謀反」事件である。鸕野皇后の指揮によって大津皇子は、詔語田(おさだ)の家で死刑(自殺を命ぜられる)にされ、二上山に葬られた。持統女帝による「謀殺」である。

直木幸次郎が言うように「果たして大津は、謀反を企てたのであろうか」(直木幸次郎『持統天皇』184頁 吉川弘文館)。『懐風藻』「川嶋皇子の伝」には、川嶋皇子が大津皇子の逆謀を密告した、とある、ともあれ朱鳥元年(686年)十月に大津皇子は、死刑(「死を賜う」)にされ、天武天皇の後嗣は、草壁皇太子に決定した。

大津皇子の死を嘆く姉 大伯皇女(伊勢神宮の「斎宮」)が、大和に帰った時、詠んだ歌が『万葉集』(巻2 165)にある。

うつそみの人にあるわれや明日よりは二上山を弟世(いろせ)とわが見む

(大意:この世の人である私は、明日からは、この二上山を弟と違って眺めよう)

日本古典文学大系 『万葉集』巻二 岩波書店

- 11 古代君主制国家は、中国の史書を範型とした『日本書紀』を元正天皇の養老四年に完成した、山田英雄は、『日本書紀』の「内容の最下限を持統天皇までにしたことは、」文武あるいは元明天皇の時の発想と考えられる、と解釈する(山田英雄『日本書紀』教育社歴史新書(日本史)32~33頁 1986年)。『日本書紀』の編纂は、国家の大事業で「政治的色彩が濃厚であった」。

森 博達は、『日本書紀』の構成を

① 巻1~13、22~23

② 巻14~19、24~27

として区分する、

前者①を α 群、後者②を β 群として上で、森は、「 α 群は主に持統期に述作され、 β 群は主に文武に述作された」と解釈する(森 博達『日本書紀の謎を解く 述作者は誰か』中公新書 1999年)。とすれば公的には、持統女帝の「天孫降臨神話」への古代天皇制の投影と、私的には、「皇孫相続」を願う「特殊な目的」が透けて見える。

- 12 名古屋大学名誉教授で日本教育政策学会長の中島哲彦が、朝日新聞社記者(聞き手)に対して安倍政権の評価を以下のように答えている(一部を引用)(令和2年9月8日「識者の見方」)。

安倍首相の教育政策の最大の特色は、個人より国家を重視する「国家主義」の色彩が濃く、…… 個人は国家のためにあるという…… 教育改革でした。

国家主義の性格が最も強く現われたのが、第一次政権発足直後の教育基本法改正です(筆者は、「改悪」と捉える)。「我が国と郷土を愛する」という愛国心を求める言葉が入った点が重いと感じました。